事　務　連　絡
令和６年８月 29 日

地方厚生（支）局医療課　　御中

厚生労働省保険局医療課

令和６年台風第10号に伴う施設基準の届出の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発0305第５号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発0305第６号）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発0305第７号）により示しているところであり、令和６年９月１日からの算定に関する施設基準の届出については、令和６年９月２日までに地方厚生（支）局長宛に届出を行う必要があるが、今般の令和６年台風第10号に伴う災害や交通状況等への影響により、保険医療機関等が当該期日までに届出を行うことが困難な場合は、各都道府県の状況に応じて、柔軟かつ適切に取扱っていただくようお願いしたい。

なお、当該取扱いにより届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月１日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。